

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書		事業年度	法人名
日本船舶・船員確保計画等に関する事項			
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	認定計画に記載された計画期間	2
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算		日本船舶につき国土交通大臣の承認を受けた日	
1 日 当 た り 利 益 金 額 の 計 算	日本船舶の名称	4	
	日本船舶の純トン数	5	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6	
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 130円) \text{又は} ((6) \times \frac{1}{100} \times 195円)$	7	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 110円) \text{又は} ((8) \times \frac{1}{100} \times 165円)$	9	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 70円) \text{又は} ((10) \times \frac{1}{100} \times 105円)$	11	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 40円) \text{又は} ((12) \times \frac{1}{100} \times 60円)$	13	円
	日本船舶の1日当たり利益金額 (7) + (9) + (11) + (13)	14	
	日本船舶の持分比率	15	
	日本船舶の稼動日数	16	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)		17	円
損金算入額又は益金算入額の計算			
日本船舶外航事業に係る所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18	円	損金算入額 (18) - (19)
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19	円	益金算入額 (19) - (18)
日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算			
認定の取消日	22	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23
前金額まで合計損額の計算に算入された	事業年度	日本船舶外航事業に係る所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額
		24	25
	・	円	円
	・		
	・		
	・		
	・		
合計			

別表十(四)

令七・四・一以後終了事業年度分

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00484」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額